

令和8年9月9日

お客さま各位

日本海信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限にかかるお詫びと対応について

当金庫では、平成29年5月より高齢のお客さまが振込詐欺などに遭うことを抑止するため、70歳以上かつ過去1年間にATMによるカード振込取引がないお客さまに対して、ATMによるカード振込を利用できなくする対応（振込限度額を「0円」とする対応）を取らせていただいております。

この対応に伴い、対象となったお客さまにつきましては、キャッシュカードを使用した振込を除く、他の取引（ATMによる現金支払、振替、デビット支払い※）については、それぞれの取引の1日あたりの利用限度額の範囲内で利用できておりますが、令和8年9月24日より利用できる全ての取引（ATMによる現金支払、振替、デビット支払い）を合算した1日あたりの利用限度額の範囲での利用に制限させていただきます。

当金庫では、平成17年12月よりお客さま全体を対象として、ATMによる現金支払い、振込、振替、デビット支払いなどの取引を合算した1日の利用限度額を100万円に制限させていただいております（注1、2）。本来、この対応にもとづき上記の70歳以上かつ過去1年間ATMによるカード振込取引がないお客さまについてもキャッシュカードを使用した振込を除き（「0円」対応）、他の取引については合算した利用限度額の範囲内での利用としなければならないところ、その対応ができておりませんでした。

合算する対応が取れていなかったことに対して、お詫び申し上げますとともに、今回の対応は、お客さまの大切な預金を守るものとなりますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※BankPayの利用を含む。

（注1）当金庫ならびに提携金融機関ATM、コンビニATMなどでのお引出し額、振込額、振替額、デビット取引額を合算し、1口座1日あたり上限100万円となります。

（注2）ATMの1日のご利用限度額の引上げにかかる変更については、お届印・通帳と本人確認資料をご持参のうえ、当金庫窓口にてお届けの手続きをお願いいたします。引下げにかかる変更は窓口およびATMで可能となっています。

以 上

（本件問合せ先：経営企画部事務課 TEL：0855-22-1852）